

施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

直接目標

- 都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物*の割合 (まちづくり局調べ)	17% (平成26年度)	19%以上 (平成29年度)	21%以上 (平成33年度)	23%以上 (平成37年度)
市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	6 件 (平成26年度)	7 件以上 (平成29年度)	9 件以上 (平成33年度)	11 件以上 (平成37年度)

※ 環境に配慮した建築物：建築物環境配慮制度等に基づく高い省エネ性能や低CO₂排出等の特徴をもつ建築物

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○都市計画マスタープラン等策定・推進事業	●「都市計画マスタープラン」全体構想・区別構想改定への取組方針の取りまとめ ●全体構想見直しの方向性の取りまとめ	●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の改定と合わせた「都市計画マスタープラン」全体構想の改定 ●「都市計画マスタープラン」区別構想の改定に向けた検討	●「都市計画マスタープラン」全体構想の計画的な進行管理、誘導 ●全体構想の改定を踏まえた「都市計画マスタープラン」区別構想の改定に向けた取組の推進	●「都市計画マスタープラン」区別構想の改定(H30、31 予定)	
○地域地区等計画策定・推進事業	●地域地区や地区計画（用途地域、高度地区等の変更や新規地区の地区計画の決定等）の都市計画決定及び変更(H26：12 件)	●地域地区や地区計画の都市計画決定及び変更(小杉町1・2 丁目地区等)	●地域地区や地区計画の都市計画決定及び変更	事業推進	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業	●第 7 回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画素案の策定(H27) ●第 6 回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づく計画的なまちづくりの推進	●第 7 回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の改定 ●第 6 回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の計画的なまちづくりの推進	●第 7 回「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づく計画的なまちづくりの推進	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
都市施設の計画管理等事業	●事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施（小杉菅線、長尾宮崎線、子母口宿河原線） ●土地所有者の申請に伴う都市計画道路概略予定線の測量査定業務の実施（H26:4件） ●都市計画法に基づく都市計画道路内の建築許可業務の実施（H26：75件）	●事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施（長沢線、宮内新横浜線） ●土地所有者の申請に伴う都市計画道路概略予定線の測量査定業務の実施 ●都市計画法に基づく都市計画道路内の建築許可業務の実施	  	事業推進
都市計画地図情報・基礎調査等事業	●地図の更新業務の推進（都市計画基本図、総括図、都市計画図3区分、地形図） ●空中写真測量の実施 ●都市計画法に基づく人口、土地利用など現況を把握する第10回都市計画基礎調査に向けた神奈川県との調整等	●地図の更新業務の推進（総括図、都市計画図4区分） ●空中写真測量の実施 ●第10回都市計画基礎調査の実施	●地図の更新業務の推進（総括図）  ●第10回都市計画基礎調査結果の解析	事業推進
マンション建替え支援指導業務	●マンションの建替えの円滑化等に関する法律の適用による建替えの促進 ・京町2丁目地区の事業完了（H26） ・登戸地区の事業完了（H26） ・大島4丁目地区の事業完了（H27）	●マンションの建替えの円滑化等に関する法律の適用による建替えの促進 ・新規地区の事業調整 ●マンション管理組合に向けた講習会などを通じた普及啓発活動の実施（参加者数 年 300人以上）	 	事業推進
○優良建築物等整備事業	●優良建築物等整備事業の推進 ・京急川崎駅東街区、大島4丁目4番地区の事業完了 ・戸手4丁目北地区の事業着手	●優良建築物等整備事業の推進 ・戸手4丁目北地区の工事着手	 ・戸手4丁目北地区の事業推進	事業推進 ・戸手4丁目北地区事業完了（H30 予定）
庁舎等建築物の長寿命化対策	●大規模5施設（市役所第3庁舎、高津区役所、多摩区役所、川崎マリエン、等々力アリーナ）について長寿命化対策工事（修繕・更新）を継続実施 ●大規模施設について施設調査・診断に基づく中長期保全計画を策定（H26、27年:28棟）	●大規模5施設（市役所第3庁舎、高津区役所、多摩区役所、等々力アリーナ）について長寿命化対策工事（修繕・更新）を継続実施 ●大規模施設について施設調査・診断に基づく中長期保全計画を策定（年12棟）	 ●大規模施設について施設調査・診断に基づく中長期保全計画を策定（年14棟）	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
大規模低未利用地等のまちづくり誘導 工場等の民有地の大規模な土地利用転換の動向をとらえ、開発事業者と連携しながら、整備方針に基づいた確かな指導・誘導を図ります。	●「大規模工場跡地の整備方針」や地域課題等を踏まえた土地利用及び空間整備の誘導	●「大規模工場跡地の整備方針」や地域課題等を踏まえた土地利用及び空間整備の誘導	→	事業推進	
市街地開発事業の推進 民間活力を活かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進します。	●土地区画整理事業の推進 ・戸手4丁目北地区の事業調整 ●市街地再開発事業の推進	●土地区画整理事業の推進 ・戸手4丁目北地区の事業認定、着手 ・新規地区の事業誘導 ●市街地再開発事業の推進 ・新規地区の事業誘導	●土地区画整理事業の推進 ・戸手4丁目北地区の事業推進 ・新規地区の事業誘導 →	事業推進	
まちづくり対策事業 規模の大きい建築計画においては、総合調整条例と紛争調整条例の相互連携に基づく適切な調整を行うことにより、地域の意見を踏まえたまちづくりを推進します。	●「総合調整条例」及び「紛争調整条例」の適正な運用 ●「葬祭場等の設置等に関する要綱」の適切な運用 ●建築・開発審査会の公正・適正な運営 ●良好な住環境の保全及び新たな土地利用に関する相談事業の実施	●「総合調整条例」及び「紛争調整条例」の適正な運用 ●「葬祭場等の設置等に関する要綱」の適切な運用 ●建築・開発審査会の公正・適正な運営 ●まちづくり相談事業の実施	→ → → →	事業推進	
建築・宅地に関する指導・審査事業 安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行います。	●都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査等業務や監察業務の実施 ●法改正や新たに創設される制度等に対応した適切な条例・規則等の改正(H27:8件) ●建築確認等台帳記載証明書等の交付システム構築の基本設計の実施	●都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査等業務や監察業務の実施 ●国等の動向を踏まえ、法改正や新たに創設される制度等に対応した適切な条例・規則等の改正 ●建築確認等台帳記載証明書等の交付の交付システム構築の詳細設計の実施	→ → ●建築確認等台帳記載証明書等の交付の交付システムの運用	事業推進	
長期優良建築物支援事業 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を普及するための長期優良住宅認定制度を適正かつ効率的に活用し、質の高い優良な住宅の普及を促進します。	●長期優良住宅認定制度の適正かつ効率的な運用(H26：1,219件) ●認定住宅の維持保全状況の抽出調査による指導の実施(H27:34件) ●パンフレット、ホームページ等による長期優良住宅認定制度の普及促進	●長期優良住宅認定制度の適正かつ効率的な運用【既存住宅の認定制度を開始(年1,230件以上)】 ●認定住宅の維持保全状況の抽出調査による指導の実施 ●パンフレット、ホームページ等による長期優良住宅認定制度の普及促進	→ → →	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○建築物環境配慮 推進事業	●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用（H26 申請件数：96 件） ・戸建住宅を対象とした制度の運用開始 ●環境配慮建築物に関する普及・啓発活動の実施（H26 説明会：4 回）	●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用（申請件数：年 100 件以上） ●環境配慮建築物に関する説明会等の普及・啓発活動の実施（年 4 回以上）	●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用（申請件数：年 100 件以上） ●環境配慮建築物に関する説明会等の普及・啓発活動の実施（年 4 回以上）	事業推進	
低炭素建築物支援 事業	●低炭素建築物支援制度の適正かつ効率的な運用（H26：58 件） ●パンフレット、ホームページ等による低炭素建築物認定制度の普及促進	●低炭素建築物支援制度の適正かつ効率的な運用（50 件以上） ●パンフレット、ホームページなどによる低炭素建築物認定制度の普及促進	 	事業推進	
木材利用促進事業	●「公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の策定（H26） ●方針に基づく取組の推進 ・公共建築物等における木材利用の推進 ・民間建築物等における木材利用促進を目的とした木材利用促進フォーラムの設立（H27）	●方針に基づく取組の推進 ・公共建築物等における木材利用の推進 ・木材利用促進フォーラムによる民間建築物等での木材利用の促進		事業推進	

●機能的で美しく、住んでいてこちよい街なみを創出する

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	15.5% (平成26年度)	22%以上 (平成29年度)	31%以上 (平成33年度)	41%以上 (平成37年度)
「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ)	12 件 (平成26年度)	16 件以上 (平成29年度)	24 件以上 (平成33年度)	32 件以上 (平成37年度)

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
〇都市景観形成推進事業 景観法に基づく「景観計画特定地区」の指定や、「都市景観条例」に基づく「都市景観形成地区」等により、個性と魅力にあふれた良好な街なみ形成を推進します。	●都市拠点等における「景観計画特定地区」の指定・拡大 (H26:1 地区) ●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街なみづくりの支援・促進 ●景観まちづくり意識普及イベントによる景観施策の情報提供・啓発活動の実施 (H26:1 件 参加者数: 約 22 人)	●都市拠点等における「景観計画特定地区」の拡大に向けた検討 (武蔵小杉周辺地区) ●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街なみづくりの支援・促進 ●景観まちづくり意識普及イベントによる景観施策の情報提供・啓発活動の実施 ●「景観計画」の改定に向けた景観形成基準、景観重要樹木及び屋外広告物等に係る調査検討	●都市拠点等における「景観計画特定地区」の拡大 (武蔵小杉周辺地区)	事業推進
景観形成誘導推進事業 景観法や都市景観条例等に基づき、一定規模以上の建築物等に対して、景観に配慮した取組を進めるよう指導・誘導を適切に行い、周辺環境と調和した良好な街なみ形成を促進します。	●景観法に基づく届出の適切な指導・誘導 (H26:138件) ●都市景観条例に基づく届出の適切な指導・誘導 (H26:33件)	●景観法に基づく届出の適切な指導・誘導 (年 135件以上) ●都市景観条例に基づく届出の適切な指導・誘導 (年 30件以上)	 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○街なみ誘導支援事業	ガイドライン等の景観施策に沿った取組に寄与する色彩デザインの修景提案等や街なみ誘導助成等の活用による、良好な街なみ形成に向けた誘導・支援を行います。	●「都市景観形成地区」等における地域特性を活かした良好な街なみ形成に寄与する工事等の一部助成の実施（年1件） ●デザイン提案の実施（年2件）	●「都市景観形成地区」等における地域特性を活かした良好な街なみ形成に寄与する工事等の一部助成の実施（年1件） ●デザイン提案の実施（年2件）	事業推進	
○地区まちづくり推進事業	「地区まちづくり育成条例」に基づき、市民発意の地区まちづくりを行うグループ(団体)に対して、地域特性に応じた良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定等の支援を行います。	●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進 ・地区まちづくりグループの登録及び地区まちづくり構想の認定（H26：3件） ・地区まちづくり促進に向けた、全町内会への周知、アンケートによる意向確認を実施 ・アンケートに基づく町内会等への説明の実施（H26:17件）	●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進 ・地区まちづくりグループの登録、地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定（年2件以上） ・住民発意の地区まちづくり活動の支援に関する周知、啓発活動の実施（町内会等への説明 年7件以上）	事業推進	
誘導的建築行政推進事業	地域の実情に応じたきめ細やかなルールを定めた地区計画制度や、地域住民間で結ぶ建築に関する基準を定めた建築協定などの手法を用いて、良好な市街地環境の形成、維持及び保全を図ります。	●地区住民発意による、地区の実情に合わせた地区計画や建築協定等の策定等支援(H26：2件) ●地区計画決定地区の地区計画表示案内板更新やパンフレットによる周知、啓発活動の実施	●地区住民発意による、地区の実情に合わせた地区計画や建築協定等の策定等支援（年3件以上） ●地区計画決定地区の地区計画表示案内板やパンフレットによる周知、啓発活動の実施（看板更新1件）	事業推進	